

契約の公表基準に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務)

| 公共工事又は物品役務等の名称 | 場所 | 期間 | 契約種別 | 契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規定及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--|--------------|-------------------|------|---|----------|--|--|-----------------------------------|-----------|-----|----------|---------|---------------|---------|------|
| | | | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 令和4年度地方公共団体等における地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業 「朝少から体験の風をおこそう」推進事業 | 国立青少年教育振興機構 | R4.5.11 ~ R5.2.14 | 役務提供 | 契約責任者 理事長 古川 和 代理人 理事 横井 理夫 名称 国立青少年教育振興機構 所在地 東京都渋谷区代々木神園町3番1号 | R4.5.11 | 山形県西村山郡大江町大字左沢字横山2523-5 「朝少から体験の風をおこそう」実行委員会 実行委員長 荒井孝 | 最も効果の高い教育事業を実施するため、公募・企画競争に係る手続き等に関する標準マニュアルに従い、企画競争により契約先の選定を行った。 | 同種の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため、公表していない。 | 1,330,000 | - | - | - | - | - | 企画競争 |
| 国立江田島青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)(設計変更) | 国立江田島青少年交流の家 | R4.5.13 ~ R4.6.30 | 役務提供 | 契約責任者 理事長 古川 和 代理人 理事 横井 理夫 名称 国立青少年教育振興機構 所在地 東京都渋谷区代々木神園町3番1号 | R4.5.12 | 福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目12-5博多大島ビル 株式会社YSアーキテクト 代表取締役 榊田 玲 | 当初契約において一般競争により落札した業者と締結するものであり、競争を許さないことから、契約事務取扱規則第30条第1項第1号に該当するため。 | 同種の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため、公表していない。 | 7,733,000 | - | - | - | - | - | |
| 令和4年度地方公共団体等における地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業 令和4年度大分県地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業 | 国立青少年教育振興機構 | R4.5.13 ~ R5.2.14 | 役務提供 | 契約責任者 理事長 古川 和 代理人 理事 横井 理夫 名称 国立青少年教育振興機構 所在地 東京都渋谷区代々木神園町3番1号 | R4.5.13 | 大分県大分市大手町3丁目1番1号 大分県知事 広瀬 勝貞 | 最も効果の高い教育事業を実施するため、公募・企画競争に係る手続き等に関する標準マニュアルに従い、企画競争により契約先の選定を行った。 | 同種の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため、公表していない。 | 2,430,000 | - | - | - | - | - | 企画競争 |
| 令和4年度「早寝早起き朝ごはん」フォーラム事業 「元気ひょうご！早寝早起き朝ごはんフォーラム」 | 国立青少年教育振興機構 | R4.5.20 ~ R5.2.25 | 役務提供 | 契約責任者 理事長 古川 和 代理人 理事 横井 理夫 名称 国立青少年教育振興機構 所在地 東京都渋谷区代々木神園町3番1号 | R4.5.20 | 兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目10番1号 「早寝早起き朝ごはん」兵庫県フォーラム実行委員会 実行委員長 杉谷 康志 | 最も効果の高い教育事業を実施するため、公募・企画競争に係る手続き等に関する標準マニュアルに従い、企画競争により契約先の選定を行った。 | 同種の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため、公表していない。 | 1,081,800 | - | - | - | - | - | 企画競争 |
| 令和4年度地方公共団体等における地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業 鳥取県「体験の風をおこそう」運動推進事業 | 国立青少年教育振興機構 | R4.5.24 ~ R5.2.14 | 役務提供 | 契約責任者 理事長 古川 和 代理人 理事 横井 理夫 名称 国立青少年教育振興機構 所在地 東京都渋谷区代々木神園町3番1号 | R4.5.24 | 鳥取県鳥取市東町一丁目271 鳥取県「体験の風をおこそう」実行委員会 委員長 西尾 麻都子 | 最も効果の高い教育事業を実施するため、公募・企画競争に係る手続き等に関する標準マニュアルに従い、企画競争により契約先の選定を行った。 | 同種の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため、公表していない。 | 3,000,000 | - | - | - | - | - | 企画競争 |

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

契約の公表基準に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務)

| 公共工事又は物品役務等の名称 | 場所 | 期間 | 契約種別 | 契約担当者等の氏名並びに その所属する部署の名称及び所在地 | 契約を 締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした 業務方法書又は会計規程等の 根拠規定及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 公益法人 の場合 | | | 備考 |
|--|-------------|-------------------|------|---|--------------|---|--|-----------------------------------|-----------|-----|--------------|-------------|---------------------------|-------------|------|
| | | | | | | | | | | | | 公益法人 の区分 | 国所管、 都道府県 所管の区 分 | 応札・応 募者数 | |
| 令和4年度地方公共団体等における地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業 わかやま「体験の風をおこそう」運動推進事業 | 国立青少年教育振興機構 | R4.5.27 ~ R5.2.14 | 役務提供 | 契約責任者 理事長 古川 和 代理人 理事 横井 理夫 名称 国立青少年教育振興機構 所在地 東京都渋谷区代々木神園町3番1号 | R4.5.27 | 和歌山県和歌山市手平2-1-2 和歌山ビレッジ9F わかやま「体験の風をおこそう」運動推進実行委員会 会長 山本 一郎 | 最も効果の高い教育事業を実施するため、公募・企画競争に係る手続き等に関する標準マニュアルに従い、企画競争により契約先の選定を行った。 | 同種の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため、公表していない。 | 2,734,000 | - | - | - | - | - | 企画競争 |
| 令和4年度地方公共団体等における地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業 「神室から体験の風をおこそう」運動 | 国立青少年教育振興機構 | R4.5.31 ~ R5.2.14 | 役務提供 | 契約責任者 理事長 古川 和 代理人 理事 横井 理夫 名称 国立青少年教育振興機構 所在地 東京都渋谷区代々木神園町3番1号 | R4.5.31 | 山形県最上郡真室川町大字川ノ内字水上山34-14番5 「神室から体験の風をおこそう」実行委員会 実行委員長 佐藤 雅彦 | 最も効果の高い教育事業を実施するため、公募・企画競争に係る手続き等に関する標準マニュアルに従い、企画競争により契約先の選定を行った。 | 同種の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため、公表していない。 | 1,301,000 | - | - | - | - | - | 企画競争 |
| 令和4年度地方公共団体等における地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業 令和4年度 オール秋田で「体験の風をおこそう」運動推進事業 | 国立青少年教育振興機構 | R4.5.31 ~ R5.2.14 | 役務提供 | 契約責任者 理事長 古川 和 代理人 理事 横井 理夫 名称 国立青少年教育振興機構 所在地 東京都渋谷区代々木神園町3番1号 | R4.5.31 | 秋田県秋田市山王三丁目1-1 秋田県「体験の風をおこそう」運動推進委員会 会長 瀬尾 知子 | 最も効果の高い教育事業を実施するため、公募・企画競争に係る手続き等に関する標準マニュアルに従い、企画競争により契約先の選定を行った。 | 同種の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため、公表していない。 | 2,750,000 | - | - | - | - | - | 企画競争 |

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。